

高松市監査委員告示第29号

包括外部監査結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第252条の38第6項の規定により、別紙のとおり公表します。

令和3年12月1日

高松市監査委員	木	田	一	彦
同	鍋	嶋	明	人
同	中	村	伸	一
同	杉	本	勝	利

監査結果に基づく措置通知

(包括外部監査)

(令和3年12月1日)



An audit committee member of Takamatsu city

 高松市監査委員

活力にあふれ 創造性豊かな 瀬戸の都・高松

 087-839-2652

 kansa@city.takamatsu.lg.jp



包括外部監査結果に基づく措置通知一覧

R3.12.1

監査実施年度 平成30年度

監査テーマ 教育及び子育てに関する財務事務の執行について

措置通知 No.	区分 ※	項目	報告書 該当ページ	所管課等		措置 通知日
1	指摘	市非常勤嘱託職員（時給）の出勤簿（時給）と勤務記録簿の不整合について	P159	教育局	学校教育課	R3.10.15
2	意見	学校現場での働き方改革のための時間外勤務への対応状況について	P113			
3	意見	教員（県費職員）不足への対応について	P150			
4	意見	就学援助費関係の通帳の過去からの繰越残高について	P161			
5	意見	スクールサポートスタッフの人選について	P169			
6	意見	教職員の働き方改革プランの目標値について	P169			
7	意見	コミュニティルームの稼働について	P169			
8	意見	クレーム及び解決方法の情報の集約について	P170			
9	意見	出退勤時刻記録システム導入のフォローについて	P183			
10	意見	出退勤時刻記録システムで把握されていない勤務実績について	P184			
11	意見	事務処理のチェック体制について	P193			

包括外部監査結果に基づく措置通知一覧

R3.12.1

監査実施年度 令和元年度

第1の監査テーマ 高松市の外国籍の方に関連する政策

措置通知 No.	区分 ※	項目	報告書 該当ページ	所管課等		措置 通知日
12	意見	日本語指導が可能な人材の発掘について	P44	教育局	学校教育課	R3.10.15
13	意見	外国人への情報提供について（就学事務）	P46			
14	意見	教育・福祉などの行政施策の組織横断的な情報共有と協力体制を構築することについて（就学事務）	P46			
15	意見	啓蒙活動について（就学事務）	P46			
16	意見	教育・福祉などの行政施策の組織横断的な情報共有と協力体制を構築することについて（就学事務）	P48			
17	意見	在留資格別の情報管理について（住民税の滞納整理事務）	P51	財政局	納税課	R3.10.25

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.1

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	平成30年度／教育及び子育てに関する財務事務の執行について	
区 分	指 摘	
指 摘 の 項 目	市非常勤嘱託職員（時給）の出勤簿（時給）と勤務記録簿の不整合について	
指 摘 の 内 容	<p>出勤簿（時給）に記載の勤務時間が実態に依拠していないように見受けられるため、学校は、勤務記録簿と出勤簿（時給）の整合性を確認し、業務実態に応じた勤務時間となっているかを確認すべきである。</p> <p>また、学校教育課は、勤務記録簿と出勤簿（時給）の整合性を確認し、適切な申告が行われているかのチェックを実施し、不整合が見受けられる場合には、学校に対して適切な申告を行うよう指導すべきである。</p> <p>こうした不整合が生じる要因として、学校において各月の非常勤嘱託職員の勤務予定が明確に定まっていなかったことが考えられる。例えば学校で、各月の予定勤務時間計画を設定し、実績比較し過不足を調整するとともに、勤務記録簿との整合性を図るなど、勤務時間管理を厳格化することが考えられる。また、学校教育課でも事前に予定勤務時間計画の提出を受け、予定実績の確認ができるようにするなど、適時に非常勤職員の時間管理が行える仕組みの確立が望まれるため、検討されたい。</p>	
報告書該当 ページ	P159	
報告書への リンク	http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/ho300219.pdf	

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和3年10月15日
所管課等	教育局 学校教育課
措置結果	<p>本件指摘事項については、令和3年度から、学校教育課に提出された出勤簿と、学校に保管している勤務記録簿の整合性について、学校訪問時に確認することとした。</p> <p>また、3年6月15日の教頭・主任研修会において、市費の会計年度任用職員の出勤簿に関し、勤務記録簿と不整合がないかを確認することを、口頭で周知、指導を行った。</p>

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.2

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	平成30年度／教育及び子育てに関する財務事務の執行について	
区 分	意 見	
意見の項目	学校現場での働き方改革のための時間外勤務への対応状況について	
意見の内容	<p>市では、平成30年4月に「高松市教育委員会 教職員の働き方改革プラン」を作成し、学校現場の働き方改革に取り組み、長時間労働の解消を図るため保護者・地域住民に協力を求めているところである。時間外勤務が月80時間を超える教職員をゼロにするという目標があり、同年6月より出退勤時刻記録システムの導入を実施している。</p> <p>今回、訪問した4つの小学校と2つの中学校について、ヒアリングしたところ、システムによる出退勤時刻の登録がなされていた。目標である時間外勤務が月80時間を超える教職員はどの学校にも存在している。時間外勤務のデータを取った後に、月80時間を超える教職員へ、時間外を削減するよう注意を促しているかどうかという点、実施している学校と、これから実施するという学校があった。まずは教職員の意識改革が必要であり、各学校で時間外勤務が80時間を超える職員へのフィードバックがなされているか、確認されたい。</p> <p>また、土日については、部活動の顧問などで出勤しても、勤務時間登録がなされていないことが判明した。これについても、どう対応していくか検討されたい。</p>	
報告書該当 ページ	P113	
報告書への リンク	http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/ho300219.pdf	

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和3年10月15日
所管課等	教育局 学校教育課
措置結果	<p>本件意見については、出退勤時刻記録システムを活用し、勤務時間の管理を行い、令和3年5月から、教職員の健康管理に関する話し合いの場を毎月1回程度設け、時間外勤務が多い職員への注意喚起など、個人へのフィードバックを行うこととした。</p> <p>また、土日の勤務時間も含めた時間外在校等時間について、各校の校長に報告を求め、学校教育課が全体の集計結果を同年4月から各校へ提供することとした。各校長は、全体の集計結果と個人ごとの時間外勤務の記録を、教職員の健康管理等に関する話し合いの場で活用している。</p>

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.3

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	平成30年度／教育及び子育てに関する財務事務の執行について	
区 分	意 見	
意見の項目	教員（県費職員）不足への対応について	
意見の内容	<p>鬼無小学校だけでなく、教員の不足は市の全ての小中学校において共通の問題である。教諭の配置は県が実施するため、市では各種指導員、支援員、サポーターなどを配置することで補っているが、学校としては授業を担当できる教諭を増やしてほしいところである。しかし、県に要望しても、教諭の全体数が足りておらず、追加の配置がなされない状況である。</p> <p>このような状況で、働き方改革を進め、教員の負担を軽減していくために、各クラスの担任の他に、授業をサポートするサポーターを1名配置することを検討してはどうかと考える。担任のサポーターであれば市費での配置が可能である。現状では特別支援教育サポーターが配置されている学校については、授業のサポートに入ることもあるが、配置されていても学校に1名で、配置のない学校もある。</p> <p>ただし、予算的にも厳しい状況であることから、以下のような方法で実施することが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校に入って間もない低学年には支援が必要な児童が多いと思われるので、低学年について、担任のサポーターを配置する。 ・地域と連携し、できれば子育てや教育の経験があるボランティアを採用する。 ・平成30年度から配置した、スクールサポートスタッフについて、授業のサポートにも入れるように、業務内容を見直す。 <p>更に、高松市では、4年生以下においては1クラス35人とし、国の基準の40人より少なく設定して、少人数のきめ細かな教育を実施しているところであるが、サポートを付けることにより、1クラスの人数を増やしても目が行き届くようになるというメリットも考えられる。</p>	
報告書該当 ページ	P150	
報告書への リンク	http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/ho300219.pdf	

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和3年10月15日
所管課等	教育局 学校教育課
措置結果	<p>本件意見については、教員の配置状況を常時確認し、適宜、県教育委員会に配置の要望を行っているが、令和3年度から、「香川型指導体制」として小学校全学年と中学校1、2年生で35人学級が実施され、教員1人当たりの児童・生徒数に対する負担が減少した。</p> <p>また、市費講師等の配置については、市全体の人数には変更がないが、その年度の学校の必要度に応じて、配置転換等を行うことで柔軟に対応しており、同年度には該当小学校へ新たに市費講師1人を配置している。</p>

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.4

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	平成30年度／教育及び子育てに関する財務事務の執行について	
区 分	意 見	
意見の項目	就学援助費関係の通帳の過去からの繰越残高について	
意見の内容	<p>木太小学校の就学援助費関係の通帳（就学援助費（準要保護）、生活保護法教育扶助費、特別支援教育奨励費の3種類のお金を1つの口座で管理）において、平成29年3月31日時点の通帳残高が872円、30年3月31日時点の通帳残高が873円となっていた。増加した1円は利息とのことである。</p> <p>また、栗林小学校においては、同様に1,106円の残高が残っていた。高松第一高等学校でも同様に、奨学金の銀行口座に過去からの利息が積み上がり61,229円の残高があった。</p> <p>資産の有効活用の観点から学校教育課と相談し残額の活用方法を検討することが望まれる。</p>	
報告書該当 ページ	P161	
報告書への リンク	http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/ijohokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/ho300219.pdf	

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和3年10月15日
所管課等	教育局 学校教育課
措置結果	<p>本件意見については、預金利息の繰越額の活用方法に関し、令和3年6月、該当する小学校と相談した結果、児童が教育活動で使用する画用紙等の購入に充てることとした。</p> <p>また、同年7月6日の校長会において、預金利息の取扱いについて、資金の種類ごとに適正に管理するよう各市内小中学校長に口頭により周知した。</p>

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.5

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	平成30年度／教育及び子育てに関する財務事務の執行について	
区 分	意 見	
意見の項目	スクールサポートスタッフの人選について	
意見の内容	<p>市では、教職員の業務の適正化を目的として、平成30年7月から新たに学習プリント等の印刷や配布準備授業補助等を行う「スクールサポートスタッフ」を配置している。</p> <p>監査人が小中学校に訪問した9、10月はスクールサポートスタッフが配置されてまだ間もない時期であったが、全ての学校で好意的な意見が聞かれた。課題としては、教師のサポート業務ということで、教員と同程度の守秘義務が必要であり学校運営に通じたOBが人選としては適しているとの意見が聞かれた。この点、人選に苦労されている学校もあると考えられることから、制度の安定的な運用のために、一定の経験と所定の研修を修了した人材を、市教育委員会で情報共有することが有用であると考えられる。</p>	
報告書該当 ページ	P169	
報告書への リンク	http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/keka/hokatsu.files/ho300219.pdf	

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和3年10月15日
所管課等	教育局 学校教育課
措置結果	<p>本件意見については、以前から、退職教員や他の会計年度任用職員等のスクールサポートスタッフに適した人材の情報を共有し、人選していたが、令和2年度からは、各学校で適切な人材が得られない場合は、ハローワークを通じて募集することとした。</p> <p>なお、同年度から、任用申込時の応募用紙に「教員の支援業務に取り組むうえで心掛きたいこと」（400字以内）を記入することとし、これにより適切な人材を選考している。</p> <p>また、守秘義務についても、採用時に公務員として職務を遂行する旨の宣誓を行うとともに、任用通知書において、地方公務員法上の服務に関する規定が適用されることを明記している。</p>

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.6

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	平成30年度／教育及び子育てに関する財務事務の執行について	
区 分	意 見	
意見の項目	教職員の働き方改革プランの目標値について	
意見の内容	<p>市では、平成30年4月に高松市教育委員会教職員の働き方改革プラン」を策定し、保護者を含む学校関係者に通知を行っている。その中で長時間労働解消の目標値の一つとして「時間外勤務80時間を超える教職員をゼロに。全ての教職員が、時間外勤務を25%以上削減。」としている。ここで、時間外勤務25%以上を削減」の目標値については、対比対象や期間が記載されていないため、運用する学校側ではわかりにくい目標となっている。高松市教育委員会によると、タイムカードの記録を開始した30年6月をスタートとした削減目標とのことであったが、本来であれば、未実施であった29年度のデータを前提としなければ当該改革プランの適切な評価とはならないと考えられる。</p> <p>また、時間外勤務は教職員個別の事情が大きく影響する場合が多いことから、全体的に25%削減とするよりも、タイムカードの打刻率やイエローライン（月40時間超）の設定によるモニタリングのほうが目標値としては適していると考えられる。</p>	
報告書該当 ページ	P169	
報告書への リンク	http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/keka/hokatsu.files/ho300219.pdf	

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和3年10月15日
所管課等	教育局 学校教育課
措置結果	<p>本件意見については、令和3年4月に策定した働き方改革を推進するための「高松市教育委員会 教職員の働き方改革プラン2」において、5年度までの3年間に、原則として、1か月時間外在校等時間が45時間、1年間時間外在校等時間が360時間を超える教職員をゼロにする、という明確な目標値を設定した。</p>

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.7

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	平成30年度／教育及び子育てに関する財務事務の執行について	
区分	意見	
意見の項目	コミュニティルームの稼働について	
意見の内容	栗林小学校の校舎内にコミュニティルームがあるが、地域の利用は、週1日程度であり、稼働率が低い状況である。地域のコミュニティセンターは別にあり、利用が子供に関わる学校教育に関するものに限定されているためとのことである。高松市の中心部であり、スペースの活用が望まれる。	
報告書該当 ページ	P169	
報告書への リンク	http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/ho300219.pdf	

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和3年10月15日
所管課等	教育局 学校教育課
措置結果	本件意見については、学校のセキュリティ対策上、利用者を学校が関係する子供又は保護者の行事に限定しているが、令和元年11月から栗林コミュニティセンターに栗林小学校栗林ルームの利用許可願を配置し、予約受付を開始した結果、月10件程度に利用者が増加した。

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.8

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	平成30年度／教育及び子育てに関する財務事務の執行について	
区 分	意 見	
意見の項目	クレーム及び解決方法の情報の集約について	
意見の内容	<p>栗林小学校の危機管理マニュアルの「苦情等対応マニュアル」の項について、対応手順のフローチャートに従った対応ができていないかヒアリングを実施した。</p> <p>その中で、「管理職に報告するための資料を簡潔明瞭にまとめる『学校への苦情・対応記録ファイル』」とあったが、子どもの情報については、担任が変わっても必ず引き継ぎできるようまとめているものの、それ以外の学校への苦情等については、これからまとめるとのことであった。</p> <p>栗林小学校に限らず、クレームや解決方法の情報を教育委員会で収集して、横展開・フィードバックすることが有効と思われる。クレームへの対応は、教職員が時間外で対応することが多く、長時間勤務の是正の一助になると考えられる。</p>	
報告書該当 ページ	P170	
報告書への リンク	http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/ho300219.pdf	

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和3年10月15日
所管課等	教育局 学校教育課
措置結果	<p>本件意見については、学校に対するクレームは、従来、学校教育課において、指導主事が過去のクレームや解決方法をもとに対応策を共有し、各学校からの相談に対し情報提供を行っているが、その対応策は、各学校や地域及び当事者の事情が大きく関わっており、また、個人情報保護の観点からも、他の学校にも適用できるように共有化することは難しく、有効性にも欠けるため、現行どおりの運用にすることとした。</p>

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.9

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	平成30年度／教育及び子育てに関する財務事務の執行について	
区 分	意 見	
意見の項目	出退勤時刻記録システム導入のフォローについて	
意見の内容	<p>市では、平成30年度より学校の教職員の働き方改革プランの一環として、ICカードによる出退勤時刻記録システムを導入した。今回の包括外部監査で訪問した小中学校について、出退勤時刻記録システムへの時間の登録はなされていたが、その実績を見て残業時間の多い者への注意喚起など、個人へのフィードバックについては、実施されている学校とまだ実施されていない学校があった。</p> <p>一般企業では、残業時間数に応じた残業代が支払れるため、残業をコントロールする意識が働くが、教員については残業代が一定額の「調整額」として支給されており、これは国の制度上の問題であるものの、残業をコントロールしようとする意識が培われてこなかった。今回、長時間労働への意識改革に向けてシステムを導入したものであり、個人へのフィードバックを実施しないとシステムを導入した意味がない。他にも個人へのフィードバックができていない学校があれば、速やかに実施すべきである。</p>	
報告書該当 ペ ー ジ	P183	
報告書への リ ン ク	http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/ihokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/ho300219.pdf	

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和3年10月15日
所管課等	教育局 学校教育課
措置結果	<p>本件意見については、令和3年3月24日に「令和3年度出退勤時刻記録システムの記録データ等の提出について（依頼）」により、時間外在校等時間について、各校の校長に報告を求め、学校教育課が全体の集計結果を3年4月から各校へ提供することとした。</p> <p>また、「教職員の健康管理について（通知）」により、5月から、出退勤時刻記録システムの記録を活用した健康管理に関する話し合いの場を設けるよう、各学校へ通知し、教職員との話し合いの中で、残業時間の多い者への注意喚起など、個人へのフィードバックを実施することとした。</p>

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.10

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	平成30年度／教育及び子育てに関する財務事務の執行について	
区 分	意 見	
意見の項目	出退勤時刻記録システムで把握されていない勤務実績について	
意見の内容	<p>ICカードによる出退勤時刻の記録は、土日は除かれている。システムを起動するには職員室の鍵をあける必要があるため、土日の部活動の引率等の時間は反映されていないとのことであった。おそらくほとんどの学校について、同じ状況と思われる。</p> <p>また、中学校は家庭訪問などの生徒指導があるが、退出記録をしてから家庭訪問に行くため、この時間についても反映されていないとのことであった。</p> <p>もし、現状のシステムで、これらの勤務時間を登録しようとするれば、システムを管理している教頭に報告の上、データを修正登録する必要がある。</p> <p>出退勤時刻記録システムは働き方改革において、勤務実態を把握するために導入されたが、このように把握できていない勤務時間がある。実態を把握できる体制にすることが望まれる。</p>	
報告書該当 ページ	P184	
報告書への リンク	http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/ho300219.pdf	

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和3年10月15日
所管課等	教育局 学校教育課
措置結果	<p>本件意見については、令和3年3月24日に「令和3年度出退勤時刻記録システムの記録データ等の提出について（依頼）」において、週休日や休日、代休を含め、教職員が学校教育活動に関する業務を行うために在校している時間を時間外在校等時間として、学校教育課へ報告することとし、3年度から適正に勤務時間の実態を把握している。</p>

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.11

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	平成30年度／教育及び子育てに関する財務事務の執行について	
区 分	意 見	
意見の項目	事務処理のチェック体制について	
意見の内容	<p>香川第一中学校では、事務職員は、平成29年度まで2名だったが、30年度より1名になり、事務について、学校内で相互チェックができない体制になったとのことである。</p> <p>人員減少により、従前のような相互チェックは難しいと思われるが、例えば月初旬に日にちを決めて、前月までの処理がなされ、出納簿の記録が預金残高と合致しているか管理者が確認するなど、要所でチェックすることが必要である。</p>	
報告書該当 ページ	P193	
報告書への リンク	http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/ho300219.pdf	

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和3年10月15日
所管課等	教育局 学校教育課
措置結果	<p>本件意見については、平成30年度以降、スクールサポートスタッフが会計事務の補助として従事し、相互チェックを行い、例月の管理職による出納簿と預金残高の照合等についても、適正に処理している。</p>

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.12

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	令和元年度／高松市の外国籍の方に関連する政策	
区 分	意 見	
意見の項目	日本語指導が可能な人材の発掘について	
意見の内容	今後、帰国児童等指導援助制度の対象者は、増加していくことも予想される。安定的かつ実効性のある施策実施のために、日本語指導が可能な人材を発掘することが望まれる。	
報告書該当 ページ	P44	
報告書への リンク	https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/ho02021301.pdf	

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和3年10月15日
所管課等	教育局 学校教育課
措置結果	<p>本件意見に係る指導者の派遣については、対応に十分な予算は毎年確保しており、既定の派遣回数を超えても予算の範囲内で追加の支援を行っている。</p> <p>また、近年は、グローバルな社会情勢を反映して、日本語学習を必要とする児童生徒の途中編入が増加傾向にあることから、日本語指導が可能な人材発掘のため、引き続き、アイパル香川に人材派遣を依頼するとともに、令和3年度からは、県の日本語講師の派遣制度を利用して、派遣回数を確保することとした。</p> <p>なお、2年度から、音声翻訳機を必要とする学校へ配布することにより、母語が多岐に渡る場合にも対応し、支援に活かしている。</p>

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.13

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	令和元年度／高松市の外国籍の方に関連する政策	
区 分	意 見	
意見の項目	外国人への情報提供について（就学事務）	
意見の内容	外国籍の住民に関しては、最初の窓口である住民登録の時点で、各種の情報収集及び情報提供を行っているが、日本語を十分に読めない外国人が理解できる方法によって行うなど、実効性のある方法を検討することが望まれる。	
報告書該当 ペ ー ジ	P46	
報告書への リ ン ク	https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/ho02021301.pdf	

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和3年10月15日
所 管 課 等	教育局 学校教育課
措 置 結 果	<p>本件意見については、該当者の人数が少ないことから、ガイドブックの作成等は考えていないが、令和元年度から、外国籍の子供が就学年齢に達する場合は、個別に英語及び簡単な日本語にふり仮名を振った文書を送って、教育を受けることができることについて案内している。</p> <p>また、就学年齢の子供を有する外国人が転入手続のため来庁した場合に、就学案内のため、市民課窓口で学校教育課へ立ち寄り案内している。その際、各種手続きができる程度に言葉が分かる人が同行しており、就学案内に支障がなく、該当者も少数であることから、英語以外の文書は作成しないこととした。</p>

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.14

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	令和元年度／高松市の外国籍の方に関連する政策	
区 分	意 見	
意見の項目	教育・福祉などの行政施策の組織横断的な情報共有と協力体制を構築することについて（就学事務）	
意見の内容	外国籍の住民への教育・福祉などの行政施策を、共通して対応できる組織横断的な情報共有と協力体制を構築することについて、検討することが望まれる。それにあたっては、在留資格に影響する可能性のある事項がないか、についても同時に検討することとし、必要に応じ地方出入国在留管理局とも情報交換することが望まれる。（パンフレット等の記載内容への対応）	
報告書該当 ページ	P46	
報告書への リンク	https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/ho02021301.pdf	

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和3年10月15日
所管課等	教育局 学校教育課
措置結果	本件意見については、令和3年2月26日に観光交流課都市交流室が主催し、組織横断的な情報共有と協力体制を構築することを目的として、第1回外国人住民の対応に関する庁内連絡会議を開催した。今後、この体制の中で他課と共通して対応すべき施策があれば、実施を検討することとした。

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.15

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	令和元年度／高松市の外国籍の方に関連する政策	
区 分	意 見	
意見の項目	啓蒙活動について（就学事務）	
意見の内容	日本の、また高松市の生活への理解と共生について、受け入れる側の日本人も含めた啓蒙活動を行うことについて、検討することが望まれる。	
報告書該当 ページ	P46	
報告書への リンク	https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/iohokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/ho02021301.pdf	

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和3年10月15日
所管課等	教育局 学校教育課
措置結果	本件意見については、令和3年2月26日に観光交流課都市交流室が主催し、組織横断的な情報共有と協力体制を構築することを目的として、第1回外国人住民の対応に関する庁内連絡会議を開催した。今後、この体制の中で他課と共通して対応すべき施策があれば、実施を検討することとした。

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.16

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	令和元年度／高松市の外国籍の方に関連する政策	
区 分	意 見	
意見の項目	教育・福祉などの行政施策の組織横断的な情報共有と協力体制を構築することについて（就学事務）	
意見の内容	外国籍の住民への教育・福祉などの行政施策を、共通して対応できる組織横断的な情報共有と協力体制を構築することについて、検討することが望まれる。それにあたっては、在留資格に影響する可能性のある事項がないか、についても同時に検討することとし、必要に応じ地方出入国在留管理局とも情報交換することが望まれる。（就学願・就学案内文への多言語対応）	
報告書該当 ページ	P48	
報告書への リンク	https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/ho02021301.pdf	

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和3年10月15日
所管課等	教育局 学校教育課
措置結果	本件意見については、該当者の人数が少ないこと、原則、来庁してもらって就学案内を行っており、事務に支障がないことから、就学願を多言語に対応することは考えていないが、令和3年2月26日に観光交流課都市交流室が主催し、組織横断的な情報共有と協力体制を構築することを目的として、第1回外国人住民の対応に関する庁内連絡会議を開催しており、今後、この体制の中で他課と共通して対応すべき施策があれば、実施を検討することとした。

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.17

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	令和元年度／高松市の外国籍の方に関連する政策	
区 分	意 見	
意見の項目	在留資格別の情報管理について（住民税の滞納整理事務）	
意見の内容	在留資格別に情報を管理することが望まれる。	
報告書該当 ページ	P51	
報告書への リンク	https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/ho02021301.pdf	

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和3年10月25日
所管課等	財政局 納税課
措置結果	本件意見については、令和3年2月に外国人本税滞納者リストを作成し、10月には当該リストに在留資格や在留期間などの情報を追加し、各担当者が、滞納情報等について、適宜、更新することにより、在留資格別の情報管理を行うこととした。